

小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所等で一定期間以上就業し、研修の受講を通じて技能の向上を図った者に対して、研修の受講に要した費用の一部を助成することにより、市内における介護人材の確保、技能の向上及び事業所等への定着の促進を図ることを目的とする。

(事業所等)

第2条 この要綱において「事業所等」とは、次に掲げる事業所又は施設のうち、市内に所在するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所
- (4) 法第8条第25項に規定する介護保険施設
- (5) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所
- (6) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所
- (7) 法第8条の2第16項に介護予防支援を行う事業所

(対象者)

第3条 小樽市介護人材キャリアアップ支援事業（以下「事業」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金（以下「助成金」という。）の申請日において、同一の市内事業所等に3か月以上継続して就業し、かつ、当該事業所等に就業中であること。
- (2) 助成金の申請日の属する年度又はその前年度において、次条に規定する対象研修を受講し、これを修めた者であること。
- (3) 国、道その他公的機関又は介護サービス事業者から、助成金の申請に係る受講料について助成を受けていないこと。
- (4) 助成金の申請日において、小樽市に住所を有し、かつ、市税の滞納がない者であること。

(対象研修)

第4条 助成金の交付の対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、別表1に定める研修とする。

(対象経費)

第5条 助成金の対象経費（以下単に「対象経費」という。）は、対象者が受講し、修了した対象研修の実施機関に対象者が直接支払った受講料（テキスト代を含む。）とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、対象経費の2分の1に相当する額と別表2に定める上限額とを比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で交付する。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が対象研修の実機機関に受講料を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し
- (2) 対象研修の修了証明書の写し（修了証明書の発行がない対象研修については、対象研修の内容、期間その他必要な事項が確認できる書類）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、この要綱の規定に基づき、当該申請に係る書類等の審査を行うものとする。

(交付決定および交付金額の確定)

第9条 市長は、前条の審査により助成金の交付及び交付金額を決定したときは、小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により申請者に助成金を交付しないことを決定したときは、小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条第1項の規定による交付決定をしたときは、当該交付決定をした日から起算して30日以内に、申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた申請者について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金交付取消し及び返還命令書(様式第4号)により、当該交付決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 申請者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 申請日から助成金の交付を受ける日までの間に、就業中の事業所等の職員の身分を失ったとき。

(3) その他助成金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

2 申請者は、前項の規定により助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(申請者に関する情報提供等)

第12条 市長は、事業の実施に当たり必要と認めるときは、事業所等に申請者の就業状況その他必要な情報提供を求めることができるものとし、これに必要な申請者及び申請内容に関する情報を事業所等に提供することができるものとする。

2 市長は、事業の実施に当たり必要と認めるときは、対象研修の実施機関に申請者の対象研修の受講状況その他必要な情報提供を求めることができるものとし、これに必要な申請者及び申請内容に関する情報を対象研修の実施機関に提供できるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から実施する。

別表 1 （第 4 条関係）

対象研修
介護職員初任者研修
介護福祉士実務者研修
介護支援専門員実務者研修

別表 2 （第 6 条関係）

対象研修	助成の上限額
介護職員初任者研修	50,000円
介護福祉士実務者研修	90,000円
介護支援専門員実務者研修	40,000円

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先) 小樽市長

小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金申請書

小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金の交付を受けたいので、小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金交付要綱第 7 条に基づき、下記のとおり申請し、交付決定された場合は、下記の口座に振り込まれるように申し込みます。

記

申請（請求）者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
	印		
住 所	〒 - 電話（ ） -		
受講研修名			
研修実施機関名			
受講期間	年 月 日から 年 月 日まで		

受講料の金額	円
申請（請求）金額	円

※金額は、訂正印等で訂正できません。

< 振込先 >

口座名義	フリガナ							
金融機関	銀行（金庫・組合）							支店
口座番号	普通・当座							

※振込先通帳の写し（振込先（カナ）の記載事項を確認できるページ）を添付してください。

裏面も記載してください。

<その他必要情報>

勤 務 先	法人名		
	事業所名		
申立事項		・私は助成を受けるにあたり、国、北海道、その他の公的機関又は介護サービス事業所から他の助成を受けていません。 ・小樽市が住所地及びの納税状況について、関係機関に調査することについて同意します。 ・小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金交付要綱第 11 条の規定により、助成金の返還を命じられた場合は、速やかに返還します。 ・申請書及び提出書類の内容は全て事実と相違ありません。	申請者氏名 印

以下の欄は、事業主（法人等）が記載してください。

<就業状況確認>

申請者の 勤務開始年月日	年 月 日から雇用継続中
-----------------	--------------

上記のとおり申請者が就業中であることを証します。

令和 年 月 日

住 所
事業主

印

<助成金の申請に当たっての注意事項>

- 1 助成金の支給対象は、対象研修の受講料（テキスト代含む。）です。
- 2 小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金（以下「助成金」という。）の支給額は、申請書類に基づき、受講研修名に応じて決定されます（詳細は交付要綱を御確認ください。）。
- 3 申請内容について、市が事業主や研修機関の関係機関に確認を行うことがあります。
- 4 助成金の支給を受けるためには、この申請書に、研修機関が発行する受講の修了証及び領収書等の写しを添えて、市に申請手続を行う必要があります。
- 5 内容の審査に当たり、提出書類以外にも書類の提出をお願いする場合があります。
- 6 申請内容に虚偽が発覚した場合は、助成金を支給しない場合があります。また、助成金の支給後に虚偽等が発覚した場合は、助成金の返還を命ずることがあります。

様式第 2 号

小樽市指令第 号

年 月 日

様

小樽市長

小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金の交付について、次のとおり決定し、併せて交付額を確定したので、小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

交付決定額兼交付確定額

金 円

留意事項

助成金交付決定の内容又は交付の条件に違反したときは決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは返還を命ずるものとする。

担当部課 小樽市福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアグループ

様式第3号

小樽市指令第 号

年 月 日

様

小樽市長

小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金について、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

理由

様式第 4 号

小樽市指令第 号
年 月 日

様

小樽市長

小樽市介護人材キャリアアップ支援事業助成金交付決定取消し及び返還命令書

年 月 日付け 第 号により通知した小樽市介護人材キャリアアップ支援事業
助成金交付決定の全部（一部）を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

交付決定額	円
返還金額	円
返還期限	令和 年 月 日
返還を命ずる理由	